

「移動式クレーン運転業務従事者に対する安全衛生教育」講習会のご案内

講習実施者 (一社)日本クレーン協会北海道支部
及び申込先 〒060-0061
札幌市中央区南1条西10丁目3番地南一条道銀ビル
TEL(011)271-8240 FAX(011)271-7611

労働安全衛生法第60条の2にその内容が示されていますように、事業者は危険有害業務に従事する者に対して、その業務に関する安全または衛生のための教育を行うよう努めなければなりません。

本講習は、移動式クレーン運転業務従事者の安全意識高揚と能力向上を図る目的をもって、「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」(安全衛生教育指針第1号)に基づき開催するものです。

移動式クレーン運転士、小型移動式クレーン運転技能講習修了者で運転業務に従事して概ね5年ごとに安全衛生教育を実施するよう指導されています。

今般、当協会では、クレーン安全協議会(大手ゼネコン)との連携のもとに、標記講習会を下記日程により実施いたしますので関係者の方が多数受講されるようご案内いたします。

記

1. 開催日時 令和8年2月18日(水)9:30~16:45(受付 9:15~9:25)
2. 開催場所 北海道立道民活動センター(かでる2.7)
札幌市中央区北2条西7丁目
本講習の問い合わせは日本クレーン協会北海道支部(011-271-8240)にお願いします。
3. 受講対象者 移動式クレーン運転士、小型移動式クレーン運転技能講習修了者他
(運転業務に従事して概ね5年毎に)
(資格証の写しを申し込時に添付してください)
4. 講習内容 厚生労働省の定めるところによる。(別記1参照)
5. 受講料等 会員 受講料 テキスト代含む 合計(税込) 7,500円
会員外 受講料 テキスト代含む 合計(税込) 9,500円
6. 受講手続 受講申込書を当支部へ郵送のうえ、受講料・テキスト代は下記口座にお振込み下さい。
(一たん納入した受講料返戻しません。ご了承願います)
7. 受講票等 申込書の送付及び受講料等の振込み確認次第、受講票を送付いたします。
8. 修了証 講習の全教科を受講された方には修了証を交付します。
クレーン安全協議会の受講済証もあわせて交付します。
9. その他 昼食は用意いたしませんので、弁当持参又は外食など各自でお願いします。

(社)日本クレーン協会北海道支部(送金手数料は、貴社のご負担でお願いします。)

北海銀行 札幌西支店 普通預金 口座番号 0775682

北海道銀行 南一条支店 普通預金 口座番号 0141480

〈コピー可〉

「移動式クレーン運転業務従事者に対する安全衛生教育」講習受講申込書

写真

(30×22mm)

1枚は全面の
り付け

※ 受講番号 第 号

ふりがな			(括弧内は旧姓使用希望)	※ 修了証番号
氏名			()	第 号
生年月日	昭和・平成 年 月 日		※ 交付年月日	
現住所	(〒 - - -)		令和 年 月 日	
勤務先	(〒 - - -)		(西暦 - - -)	
会社名			(西暦 - - -)	
連絡担当者名				

受講料等振込先

□北洋
□道銀予定を含め記入願います→
月 日
済・予定

移動式クレーン運転士の方

免許証交付機関名		交付日 年 月 日	番号
----------	--	-----------	----

小型移動式クレーン運転技能講習修了者の方

免許証交付機関名		交付日 年 月 日	番号
----------	--	-----------	----

※この受講申込書に記載された事項は、修了証の発行以外の事業に使用することはいたしません。

令和 年 月 日

申請内容に相違ありません

受講者氏名

印

(一社)日本クレーン協会 北海道支部長 殿

(注) (1) ※印欄は記入しないこと。

(2) 縦30ミリ、横22ミリの半身脱帽の写真2枚(裏面に必ず氏名、生年月日記入)1枚を右上欄に添付。

(3) 写真は鮮明で、画質が適切であるもの、写真専用紙を使用すること。

(4) 資格証のコピー写しを添付下さい。

別記 1

講 習 内 容

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 移動式クレーンの現状と技術動向 | (8) 移動式クレーンと労働災害 |
| (2) 安全装置等 | (9) 関係法令 |
| (3) 移動式クレーンの安定性 | (10) ヒューマンエラー防止対策 |
| (4) 作業方法と作業手順 | (11) 災害事例研究他 (グループ討議) |
| (5) 移動式クレーンの作業環境 | |
| (6) 運転士の心構え | |
| (7) 点検検査と整備 | |